

○引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途の明確化について

平成２６年４月から地方消費税率が引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和８年度予算における引上げ分の地方消費税収及び充当経費については下記のとおりです。

歳 入

科目	令和８年度予算額（千円）
地 方 消 費 税 交 付 金	940,000
社 会 保 障 財 源 化 分	413,600

歳 出

科目	社会保障施策 経費（千円）	財源内訳（千円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社 会 福 祉 費	1,106,086	594,514	511,572	343,547
児 童 福 祉 費	672,878	576,481	96,397	64,735
保 健 衛 生 費	9,609	1,690	7,919	5,318
計	1,788,573	1,172,685	615,888	413,600

※人件費及び事務費は経費対象外

※歳出事業費は扶助費に要する経費